	17,000	
レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの 引下げの基準
5	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が切迫】 ・溶岩流が居住地域に切迫	噴火活動の推移、溶岩 流の影響範囲等、観測 データを評価し、居住
4	【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】 ・溶岩流が居住地域に到達する可能性	地域に影響する噴火の 可能性がなくなったと 判断した段階でレベル 3以下に引き下げる。
	【火口から概ね2km以内、状況により概ね4km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ①規模の大きな火山性地震(現地で震度1相当以上)の多発	

②火口底の赤熱現象の急激な進行

3

2

- ③火口直下の増圧を示す急激で顕著な地殻変動(概ね 0.1 µ rad/h 以上の傾斜変化等)と同時に、火山性微動の振幅の増大または火山性地震の多発
- ④火山性微動の振幅の増大(中岳西山腹観測点南北動成分の1分間平均振幅が4μm/s以上)かつ振幅が大きく変動
- ⑤噴火活動中に火山性微動が概ね3時間以上停止
- ⑥レベル2への引上げ基準を満たす現象が観測される中、加えて以下の現象が複数 観測された場合
  - [A]火山性微動の振幅の増大(中岳西山腹観測点南北動成分の1分間平均振幅が 4 μm/s 以上)または振幅が大きく変動
  - [B]火山ガス (二酸化硫黄) の1日あたりの放出量が概ね2,000トンを超えて急激に増加傾向(2~3倍程度)
  - [C]火口直下の増圧を示す急速な地殻変動(概ね 0.02 μ rad/h 以上の傾斜変化等)
- [D]長周期パルスの発生(広帯域地震計:周期概ね 10 秒以上かつ振幅概ね 20 μm/s 以上)

【火口から概ね1kmを超え、概ね4km以内に影響を及ぼす噴火が発生】

- ①火口から概ね1kmを超え、大きな噴石が飛散、火砕流が到達等
- ②古坊中観測点の空振計で 150Pa 以上の空振を伴う噴火の発生

## 【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】

次のいずれかが観測された場合

- ①火山性微動の振幅の増大(中岳西山腹観測点南北動成分で1分間平均振幅 2.5 μm/s 以上が1時間以上継続)
- ②規模の大きな火山性微動(現地で震度1相当以上)の発生
- ③火口内の土砂噴出の活発化(高さ約30m以上)
- ④以下の現象が複数項目観測された場合
  - [A]火山性微動(中岳西山腹観測点南北動成分の1分間平均振幅1.5μm/s以上)が1時間以上継続

[B]火山ガス(二酸化硫黄)の1日あたりの放出量が概ね1,500トン以上

- [C]山体膨張を示す地殼変動 (GNSS 等で観測される比較的緩やかな地殼変動)
- [D]湯だまりの量が急激に減少または消失(量=中岳第一火口底の3割以下、火山性微動や表面現象を伴わないままゆっくり減少、または消失した場合を除く)
- [E]火口底の赤熱現象(火口底の3割以上)
- [F]中岳火口(中岳第一火口以外)で地熱域の発現

左記のレベル2への引 上げ基準いずれにもま しない活動が概ね1ヶ 月続いたときを基本と するが、活動状況にげ ってはレベル引下げの 期間を短縮(最短3日 目から検討\*\*を始める) する。

※「判定基準の解説」内の 4.噴火警戒レベルの判定 基準とその考え方を参照 のこと

## 【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】

- ・ごく小~小噴火の発生(大きな噴石飛散、火砕流等が火口から概ね1km以内にと どまる程度、火口近傍に降灰する程度のごく小噴火も含む)
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20~30 cm以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は それらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・レベル5からレベルを引き下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に引き下げるものとする。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。